

第2期北海道紋別市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和6年3月1日現在における北海道紋別市の行政区域とする。概ねの面積は8万3千ha程度（紋別市面積）である。

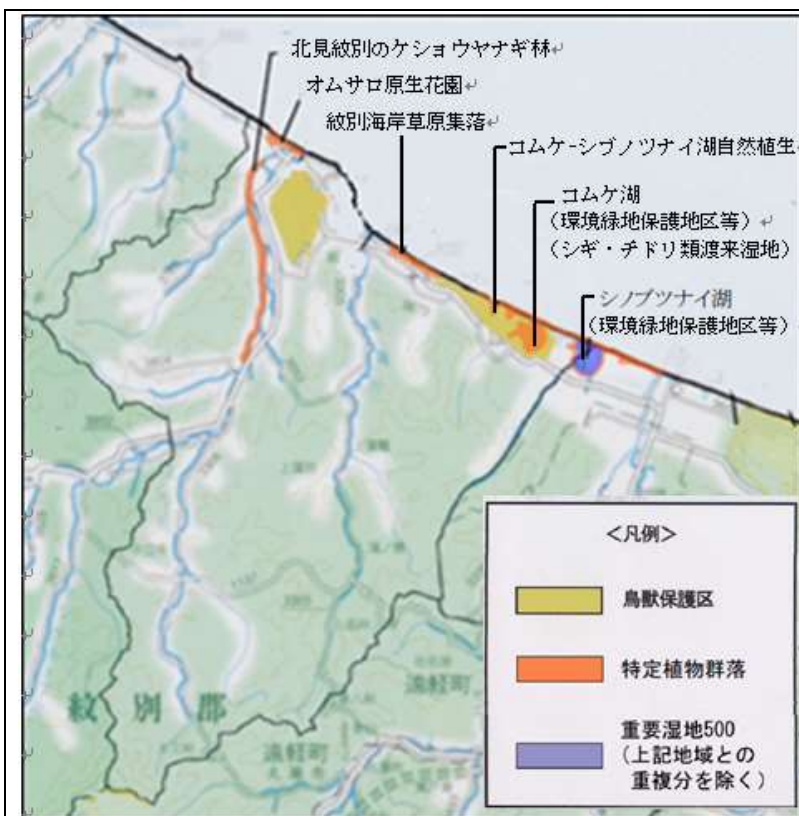
ただし、自然環境の保全などから、次の地域は除外する。

- ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区」
- ・「環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落」
- ・「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」
- ・「シギ・チドリ類渡来湿地」
- ・「北海道自然環境等保全条例に規定する環境緑地保護地区等及び記念保護樹木の所在地」

本促進区域は国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域は、本促進区域には存在しない。





(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）
（地理的条件）

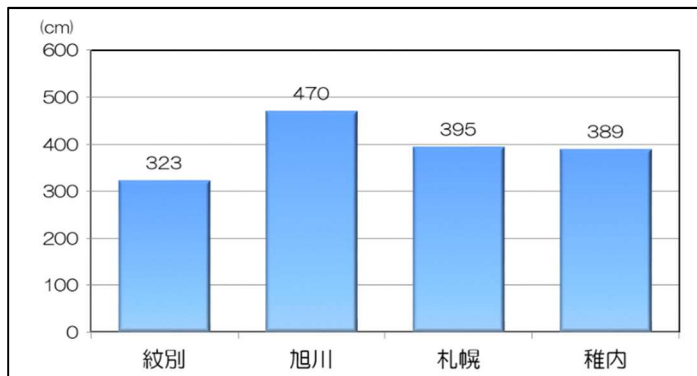
紋別市は、オホーツク海沿岸の中央に位置し、南北41km、東西34km、総面積は830.7km²の広大な市域を有しており、海岸線から内陸へ徐々に傾斜が増す地勢で、西部は南北に連なる北見山脈に、南部は東西に起伏する千島山系に囲まれており、天塩岳にその源を発する渚滑川がオホーツク海に注いでいる。

市域の約8割を森林地帯が占めているほか、海岸線は28kmに及び、海・山・川に囲まれた雄大で美しい自然環境・景観を誇る。

気候は、夏季は8月でも平均気温は20℃前後と冷涼であり、冬季は2月の平均気温は－5℃前後となるものの、降雪量は北海道の他の都市と比較して少なめである。

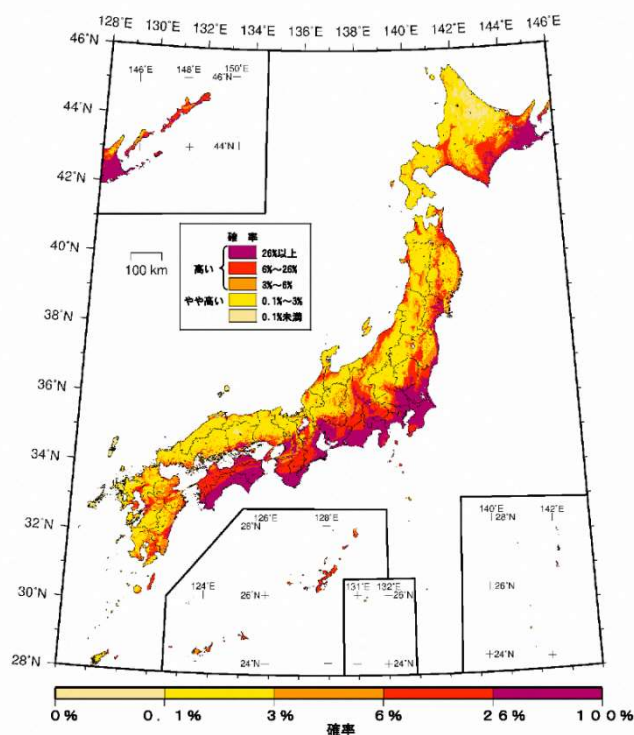
また、過去一度も震度4以上の地震は発生しておらず、今後30年間に震度6以上の地震が発生する確率は0.1%未満と試算されているなど自然災害が極めて少ない地域である。

平成30年から令和4年の年間総降雪量（平均値）



（気象庁 気象統計情報）

今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率（平均ケース・全地震）



（地震調査研究推進本部 地震調査委員会 全国地震動予測地図 2020年版）

（インフラの整備状況）

紋別空港（オホーツク紋別空港）が平成11年11月より滑走路2,000mのジェット化空港として利用開始されており、東京国際空港（羽田空港）との間で1日1便往復運航されていることから、東京都まで105分での移動が可能となっている。

札幌市までは、高規格幹線道路旭川・紋別自動車道及び北海道縦貫自動車道（道央自動車道）の利用により車で約230分となっており、都市間バスの運行も行われている。

また、昭和50年より重要港湾に指定されている紋別港は、平成6年には保税蔵置場の

指定を受け水産物の輸入を開始し、税関・検疫・入国管理など貿易港としての機能充実がなされたほか、平成14年度には貨物の増加と大型船舶に対応しうる水深12mの岸壁を備え総トン数3万トン級船舶が入港可能になったほか、平成18年度には第4防波堤が完成するなど、産業に関わる物流拠点港として発展している。

（産業構造）

紋別市の産業は、生乳、肉用牛などの酪農畜産業を中心とする農業、広大な森林面積を背景とする林業、ホタテ、サケ、マス、カニ等を中心とする漁業などの第一次産業を主体としているが、これらの第一次産品を原料とした食料品製造業や木材・木製品製造業などの第二次産業や、豊かな観光資源を活かした観光業も盛んであり、令和3年経済センサスー活動調査から、当市の従業者数のうち農林漁業、食料品製造業、木材・木製品製造業の従事者は約17%、観光関連産業の従事者は約15%を占めており、当市の雇用を支える主要な産業となっている。

（人口分布の状況）

令和6年1月末現在における住民基本台帳人口は20,226人となっており、オホーツク管内では北見市、網走市に次ぐ人口を有している。

しかしながら、東洋一と謳われた鴻之舞鉱山の閉山、二百海里漁業規制、国鉄渚滑線・北海道旅客鉄道（以下、JR）名寄本線の廃止、道都大学（現・星槎道都大学）の移転などの様々な社会的要因等により、昭和37年の42,524人をピークに昭和41年より減少が続いている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

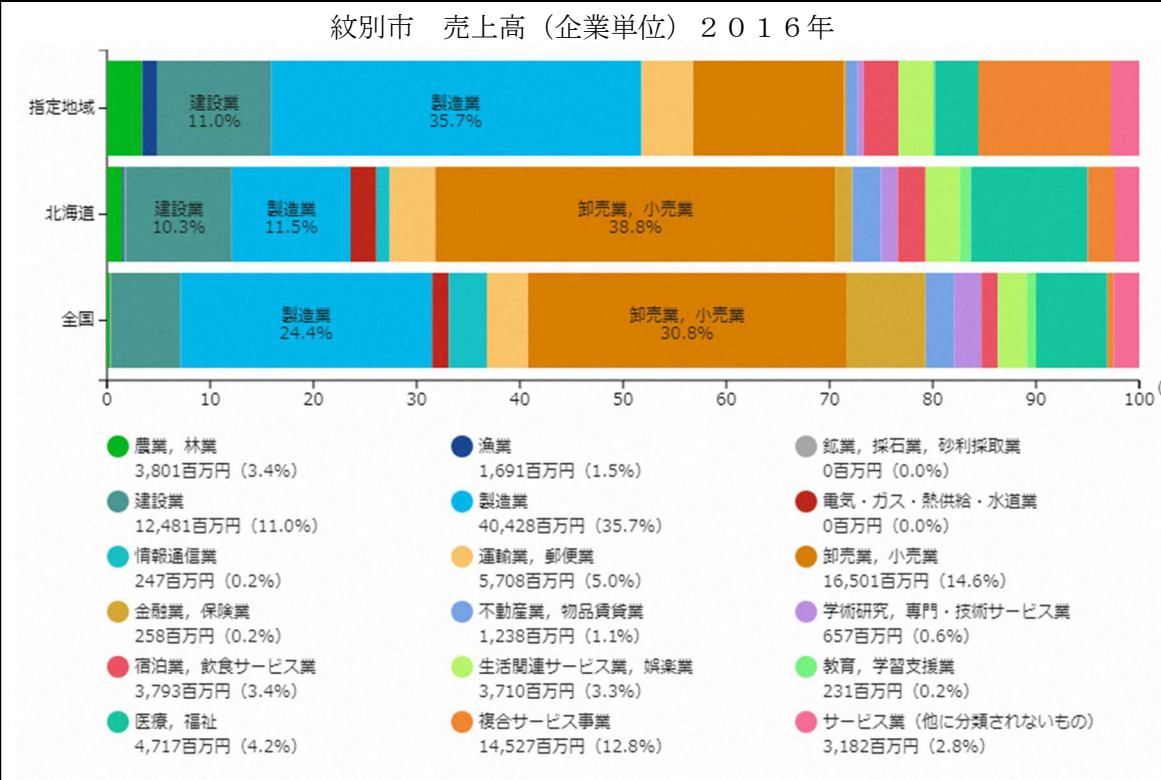
（1）目指すべき地域の将来像の概略

紋別市では、令和2年に策定した「第2期紋別市総合戦略」において、「力強い産業を確立し、企業と働く人がともに輝けるまちをつくる」、「もんべつの恵まれた豊かな資源を活かし、稼ぐ力を高め、人が集まるまちをつくる」、「若い世代の結婚・出産の希望を叶え、健やかな子どもの育ちを支えるまちをつくる」、「健康でいきいきと活躍できる共生社会を確立し、安心して住み続けられるまちをつくる」、「地域を支える人を育み、住民参画による協働のまちをつくる」の5点を基本目標として掲げている。

農林漁業、それらを活かした食料品製造業及び木材・木製品製造業を主とする製造業は、当市の全産業の売上高の約40%を占める基幹産業であることから、それらの生産力向上に係る支援を行うことで、総合戦略の目標に示す「力強い産業の確立」を目指している。

また、豊かな自然環境や地域資源を活かした観光産業などの展開を促進し、魅力の発信を強化することによる産業競争力の強化を図るとともに、外国人技能実習生の受け入れや障害者などの就労環境整備を行うことで、人材の確保と経営の安定化を図り、若者、女性、障害者、外国人などの多様な人々が活躍できる社会の実現を目指している。

また、冷涼な気候等を活かした避暑地化、大都市圏からの本格移住、UIターンの促進に向けた取組などを行い、新たな人の流れの創出を目指している。



（R E S A S 地域経済分析システム）

（２）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	一百万円	198百万円	皆増

（算定根拠）

- ・ 1件あたり47百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域内で1.4倍の波及効果をもたらし、促進区域で約198百万円の付加価値を創出することを目指す。
 - ・ 198百万円は、促進区域の全産業付加価値額（402億円）の約0.5%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ※「北海道紋別市基本計画」における現状の値は、新型コロナウイルス感染症等の影響により特定の業種における数値が一時的に著しく低下しており目標値との比較において不適當であり、承認地域経済牽引事業計画の実績値が算出困難であるため、記載しない。
- ・ また、KPIとして地域経済牽引事業の新規事業件数、地域経済牽引事業の新規雇用増を設定する。

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	2 件	5 件	1 5 0 %
地域経済牽引事業の新規雇用増	1 0 人	1 6 人	6 0 %

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が４，６１１万円（北海道の１事業所あたり平均付加価値額（令和３年経済センサスー活動調査）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上高が開始年度より９％以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度より２人以上増加すること。

なお、（２）（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が５年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

重点促進区域は、以下の区域とする。

① 重点促進区域１（新港町２丁目：地図上の地点Ａ）

概ねの面積は約１９haである。

本区域は、紋別港に隣接した都市計画法上の工業地域であり、紋別港から水揚げされる豊富な水産資源を活用し食料品製造業を営み、かつ設備投資、生産能力拡充、生産人員

増強に意欲的な大規模事業者が複数存在する。

なお、本重点促進区域は国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

また、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域は、本重点促進区域には存在しない。

また、本重点促進区域には、農用地区域及び市街地化調整区域は存在しない。

② 重点促進区域2（渚滑町元西：地図上の地点B）

概ねの面積は約681haと広大であるが、紋別市農業振興地域整備計画における農用地区域内農地・農業用施設用地、山林を除いた約55haを設定する。

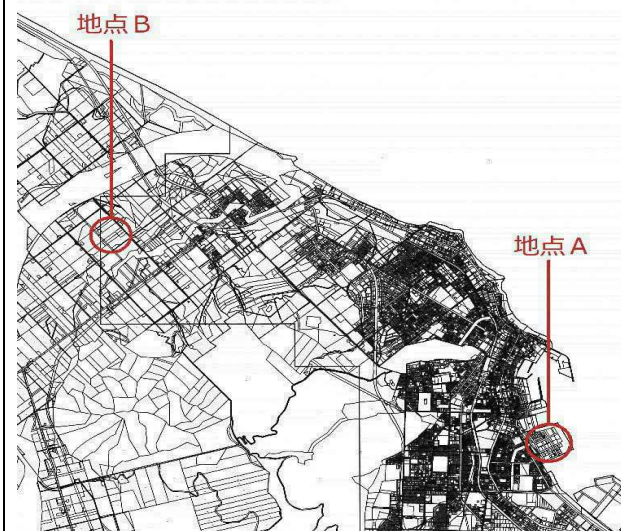
本区域には、周囲の広大な農用地区域から生産される豊富な農産物資源の活用が可能であるとともに、旭川市等に通じる一般国道（以下、国道）273号および北見市等に通じる国道238号に近接しており大消費地への流通に適した立地である。また、全国有数の企業である株式会社よつ葉乳業の乳製品製造工場等が立地しており、周囲の広大な農用地区域から生産される豊富な農産物資源を活用した食料品製造が行われている。

なお、本重点促進区域は国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

また、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域は、本重点促進区域には存在しない。

また、本重点促進区域には、市街地化調整区域は存在しない。

（地図）



(関連計画における記載等)

①重点促進区域 1

都市計画における記載：本区域は、工業地域とされている。

紋別市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、基幹産業である漁業等を中心とする工業ゾーンとして、産業の振興、港湾機能と連動した水産関連工業施設の立地を図るべき区域の一部とされている。

また、港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

②重点促進区域 2

都市計画における記載：本区域は、白地地域とされている。

紋別市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、豊かな森林資源や優良な農地等の保全を図るべき区域の一部とされている。

(2) 区域設定の理由

①重点促進区域 1

本区域は、紋別市の豊富な水産資源を活用した食料品製造業等を行うにあたり適しており、遊休地の存在する他の区域より優れた条件を有していることから、水産物資源を活用した食料品製造分野の更なる推進のため重点的に支援を投入すべき地域であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定する

③ 重点促進区域 2

本区域は、周囲の広大な農用地区域から生産される豊富な農産物資源を活用した食料品製造業を行うにあたり適している既存の区域が概ね10ha存在しており、遊休地の存在する他の区域にない条件を有していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定する。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

<重点促進区域 1>

新港町2丁目1番、2番、3番、4番、7番1、7番4、8番1、8番2、11番2、11番5、11番6、11番7、11番8、11番9、12番2、12番5、12番6、12番8、16番3、16番4、16番5、17番3、17番5、17番6、17番8、17番9、17番10、17番11、20番5

<重点促進区域 2>

渚滑町元西133番1、133番2、133番3、134番1、134番2、134番3、135番、141番1、141番2、141番3、141番4、142番1、142番2

設定する区域は、令和6年3月1日現在における地番により表示したものである。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①紋別市のホタテ、生乳等の豊富な農水産物資源を活用した食料品製造分野
- ②紋別市の緑の循環森林認証（S G E C）材等の豊富な森林資源を活用した林業・木材・木製品製造分野
- ③紋別市の流水等の観光資源を活用した観光分野

(2) 選定の理由

- ①紋別市のホタテ、生乳等の豊富な農水産物資源を活用した食料品製造分野

紋別市は水産業が盛んであり、令和3年における年間漁獲量は7万4千トン（うちホタテは5割強の3万8千トン）に上り、オホーツク管内における全漁獲量の約4分の1、北海道内における全漁獲量の6%強を占めており（図表1）、紋別市の主要産業の一つであることから、漁業団体が取り組む製氷施設の再整備への支援、港湾施設の高度機能化、漁船の更新を促進することによる収量増及び収益向上、小規模漁業者が行う漁船の取得等への支援などにより、漁業者の経営基盤の安定化を図っている。

また、主に酪農業を中心とした農業も盛んであり、乳用牛飼養頭数ではオホーツク管内において2位、全飼養頭数の約1割に相当する約11,000頭に上る（図表2）。地域に存在する各種支援組織や関連産業の関係者が有機的に連携する「農畜産業振興クラスター協議会」を組織し、生産コストの低減と高付加価値化を図り、農作業を担う新たな畜産経営法人の創出に取り組むなど、酪農・肉用牛農家の収益力向上を図っている。

これらの産業を背景とする豊富な農水産物資源等を活かした食料品製造業の従業員数は約1,200人であり、当市全体における従業員数約10,510人の約11%に相当する。また付加価値額は91億6,963万円に上り、北海道内における食料品製造業の約1.5%、オホーツク管内における食料品製造業の約16%、当市の全製造業の約77%を占めており（図表3）、当市において重要な基盤産業の一つであると言える。

さらに、当市は、首都圏などで開催される物産展・商談会への出展経費を支援する物産品販路拡大支援事業を行うなど、当市の豊富な農水産物資源等を活かした加工食品の販売促進・消費拡大を推進している（図表4）。また、EUや北米、中国への輸出対応に向けた高次元HACCPの認証取得、より高度な衛生管理体制を確立しようとする意欲的な民間企業が取り組みやすい環境を整備することによる、国内外に向けた流通の拡大を目指している。

こうした地域特性や様々な取組を踏まえ、紋別市では当市の重要な基盤産業の一つである食料品製造分野の付加価値や生産性の向上を図り、関連産業である農畜水産業等の他分野にも経済的波及効果が及ぶことを目指す。

図表 1. 紋別市の主要魚種・全魚種の漁獲量、
それらのオホーツク総合振興局及び北海道の合計漁獲量に占める割合

(単位：トン)

魚種名	漁獲量			漁獲量に占める紋別市の割合	
	紋別市	オホーツク 総合振興局計	北海道計	オホーツク 総合振興局内	北海道内
ニシン	1,370	2,313	14,062	59.23%	9.74%
サケ	3,424	25,608	53,651	13.37%	6.38%
タラ	2,867	6,267	44,339	45.75%	6.47%
スケトウダラ	24,129	40,679	162,085	59.32%	14.89%
ホッケ	842	2,025	43,940	41.58%	1.91%
タラバガニ	91	158	425	57.59%	21.41%
ホタテ	38,461	198,200	443,079	19.41%	8.68%
全魚種	73,821	289,008	1,176,879	25.54%	6.27%

(北海道水産林務部 令和3年北海道水産現勢)

図表 2. オホーツク管内における乳用牛経営体数及び飼養頭数

	乳用牛飼養経営体数	乳用牛飼養頭数(頭)
オホーツク管内計	762	109,965
湧別町	121	19,476
紋別市	66	11,115
興部町	62	11,098

(農林水産省 2020年農林業センサス)

図表 3. オホーツク管内における食料品製造業等の付加価値額

地 域	総数	食料品製造業	木材・木製品製造業 (家具を除く)
	付加価値額(万円)	付加価値額(万円)	付加価値額(万円)
北海道内計	172,992,781	61,829,609	5,629,497
オホーツク管内計	8,885,443	5,779,303	1,067,435
紋別市	1,192,917	916,963	179,694
網走市	1,232,657	900,324	-
北見市	1,840,212	825,163	95,573
津別町	622,264	-	461,569
斜里町	608,187	528,797	-

(北海道 2020年工業統計確報)

図表 4. 物産品販路拡大支援事業実績

	参加物産展・商談会数	出展事業者数
令和 2 年度	2	2
令和 3 年度	7	7
令和 4 年度	3	3

(紋別市産業部商工労働課)

③紋別市の緑の循環森林認証（S G E C）材等の豊富な森林資源を活用した林業・木材・木製品製造分野

当市の林業及び木材・木製品製造業の付加価値額は 1 7 億 9, 6 9 4 万円に上り、当市の全製造業の約 1 5 % を占めており、食料品製造業と並ぶ基盤産業の一つである。

当市では「緑の循環森林認証制度（持続可能に管理された森林から伐採された木材であることを証明するもの）」によるまちおこしに早くから取り組んでおり、当市、興部町、西興部村、雄武町、滝上町、遠軽町、湧別町からなる網走西部流域は、全国の森林認証面積 2, 5 5 5, 0 0 0 ha のうち 3 2 9, 3 4 5 ha を有する日本最大の森林認証エリアであり、当市は全国の約 2 %、北海道の約 3 %、網走西部流域の約 1 8 % を占める 5 9, 4 9 2 ha の森林認証面積を有している（図表 5）。

こうした地域特性を活かした事業として、例えば、当市では当該認証材の更なる普及促進及びそれを背景とした木材・木製品製造分野の振興のため、市発注の公共工事への当該認証材の利用や、当該認証材を利用して建築した住宅に対し助成する「紋別市認証材活用住宅助成制度」を平成 2 2 年度から、同様の共同住宅に対し助成する「紋別市認証材活用共同住宅等助成制度」を平成 2 5 年度から実施しており、双方を合わせた利用数・助成額の実績は、計 1 2 3 棟分・1 1 4 百万円に上る。（紋別市産業部農政林務課）

こうした中、平成 2 8 年 1 2 月に国内最大規模であるバイオマス発電所、また同年 8 月に当該発電所へ燃料を安定供給するための木材チップ工場がそれぞれ操業を開始したことから、当該認証材等の需要は高まっている。

また、大消費地に向けた販路拡大のため、当市は東京都港区と「間伐材を始めとする国産材の活用促進に関する協定」を締結し、木材の供給を行っているほか、首都圏ハウスメーカーと連携している。

さらに、網走西部流域地域が、平成 2 9 年に林野庁から「林業成長産業化地域」に選定され、5 年間にわたり、国の林業成長産業化地域創出モデル事業を活用し、地域の林業・木材産業の成長産業化に向けた先進的な取組として、川上から川下への「ウッドバリューチェーン」の構築を図り、森林認証を柱とした環境ブランドの確立による魅力ある林業・木材産業への転換を図る取組等を行った。

また、当市の認証材は令和 3 年開催の東京オリンピック・パラリンピックにおいて約 1 5 m³を提供、関連施設の資材として活用されており、世界的にも評価を受けている。

こうした取組の継続的实施や当該認証材の販路開拓支援を進めることにより、紋別市では林業・木材・木製品製造分野の売上向上を図り、付加価値額の増加を目指す。

図表 5. 森林認証面積と割合

	全国	北海道	網走西部流域	紋別市
森林認証面積	2, 555, 000ha	1, 522, 609ha	329, 345ha	59, 492ha
全国比		5 9 %	1 2 %	2 %
北海道比			2 1 %	3 %
網走西部流域比				1 8 %

(令和 5 年度 紋別市産業部農政林務課)

④ 紋別市の流氷等の観光資源を活用した観光関連分野

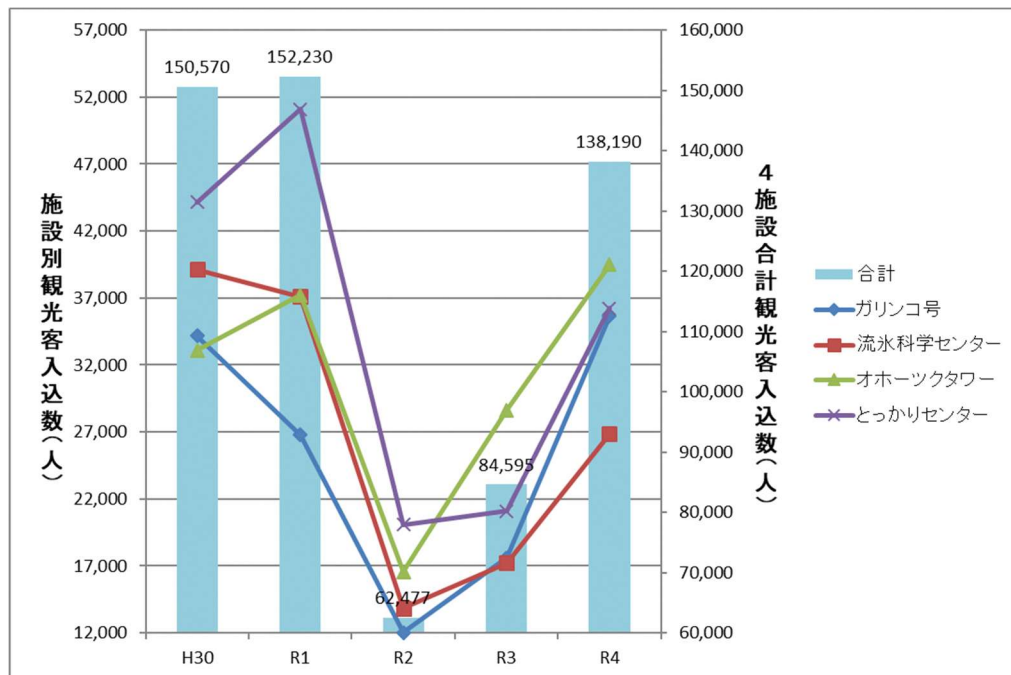
紋別市の様々な観光資源の中で一番の資源は流氷である。当市の港南地区は、わが国で唯一流氷が接岸するオホーツク海に面している利点を活かし観光の拠点として整備を進めてきた。巨大なドリルにより流氷を砕きながら海上を進む大迫力のクルーズを体験できる流氷砕氷船ガリンコ号、視界 3 6 0℃の円形ドームで迫力のある映像などを楽しむことができる北海道立オホーツク流氷科学センター G I Z A、海中 3 8 . 5 m・海底 7 . 5 m から流氷や海洋生物の観察ができる氷海展望塔オホーツクタワー、保護された野生のゴマフアザラシと間近で触れあうことのできるオホーツクとっかりセンターなど、様々な観光施設が集積した地区であり、観光客から人気を博している（図表 6）。このほかの観光スポットとしては、例えば、1 7, 0 0 0 本のラベンダーが咲き誇り鮮やかな色彩と香りを放つオホーツクラベンダー畑、7 2 ホールからなる遠紋最大規模のパークゴルフ場、設置された屋根付野外炉でバーベキュー等を楽しめるピクニック広場などの様々な施設を擁する、北海道立オホーツク流氷公園がある。

直近 5 年間における当市への年間観光客入込総数の推移では、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度から観光客入込総数及び宿泊客数ともに大きく減少しているものの、令和 4 年度からは再び増加に転じており、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、今後も回復傾向が継続するものと思われる。当市の観光が最も盛んとなる 2 月ではオホーツク管内において網走市及び北見市に次ぐ数となっている他、令和 3 年 1 月には流氷砕氷船ガリンコ号 III I M E R U が新たに就航し、流氷時期の集客効果への寄与が期待されている。（図表 7）。

観光産業の振興による地域経済の活性化は、「2（1）」でも示した第 2 期紋別市総合戦略において、基本目標の達成に向けて展開すべき重点施策の一つとして位置づけられており、東南アジア各国でのトラベルフェア参加及び現地旅行会社に対するプロモーション活動等を行う「外国人観光客誘致事業」などを実施し、国内外の誘客促進を図っている。

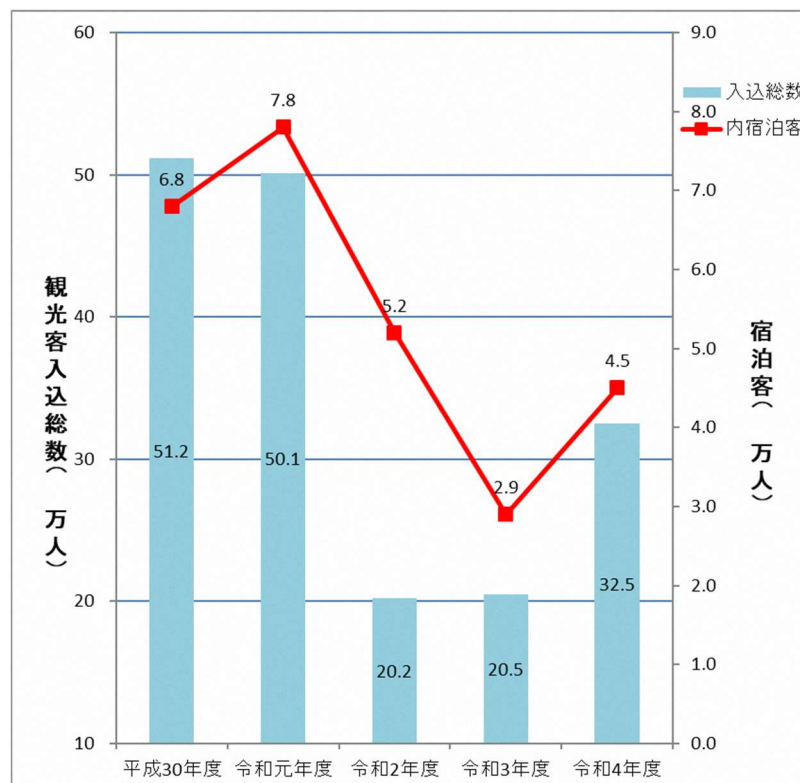
北海道経済部観光局では「第 6 回北海道観光産業経済効果調査」において観光消費により 1 . 7 倍の波及効果が生じると推計している。こうしたデータを踏まえ観光産業は、上記①の食料品製造分野、首都圏との交通アクセスとして必要不可欠であるオホーツク紋別空港等に関わる運輸業、宿泊業などの多岐に亘る関連産業に大きな波及効果をもたらしているものと考えられるため、本産業分野の活性化により地域の関連産業の売上向上に繋げ、付加価値額の増加を目指す。

図表 6. 紋別市港南地区における主要施設別観光客入込数の推移



(紋別市観光空港対策室)

図表 7. 紋別市における観光客入込総数及び宿泊客の推移



(北海道 平成30～令和4年度 北海道観光入込客数調査報告書 (資料編))

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5」に記載のような紋別市の特性を活かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や当市にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税及び道固定資産税の課税免除措置

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の条件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定している。

②市の固定資産税の減免措置

紋別市では、事業者が知事より承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づき取得した土地・建物・構築物について、固定資産税を3年間免除するため、紋別市税条例の特例措置を設けている。

③地方創生関係施策

令和5年度以降の地方創生推進交付金を活用し、「紋別市のホタテ、生乳等の豊富な農水産物資源を活用した食料品製造分野」において農林水産業の活性化も念頭に販路拡大や輸出促進の支援を実施する予定であり、また、「紋別市の流水等の観光資源を活用した観光分野」において外国人観光客誘致の強化を実施する予定。

④北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の対象地域とし、工場、事業場等の施設の新設または増設に対し助成を行う。

⑤紋別市の事業者支援

紋別市産業施設誘致等促進条例、紋別市地場製造活性化支援事業等により、所定の事業において雇用増を伴う一定規模以上の施設整備の新設・増設を行う事業者、食品の製造・加工施設におけるHACCPの手法を取り入れた施設整備を行う事業者に対し、投資額のうち一定額を助成する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

地域経済牽引事業の円滑な実施のため、市や支援機関が保有している情報であって開示可能な情報については公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道庁経済部産業振興局産業振興課内、紋別市産業部内に事業者の抱える問題解決のための相談窓口を設置済み。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、庁内外関係部局と連携して対応していくものとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①賃上げ促進支援

北海道及び北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度 ～令和10年度（最終年度）
【制度の整備】		
①不動産取得税及び道固定資産税の課税免除措置	運用	運用
②市固定資産税の減免措置	運用	運用
③地方創生関連施策	運用	運用
④北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用	運用
⑤紋別市の事業者支援	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】		
情報処理の促進のための環境の整備	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
相談窓口の設置	運用	運用
【その他】		
①賃上げ促進支援	随時実施	随時実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、紋別商工会議所、公益財団法人オホーツク地域振興機構など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、紋別市及び北海道では、これら支援機関との連携を図りながら、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①紋別商工会議所

昭和23年7月28日に設立され、現在1,000事業所の会員で組織された商工会議所法に基づく法人であり、地域の経済団体の新たな役割として地域の特性を活かした産業経済の成長・発展に向けた方向と戦略を示す紋別市成長戦略ビジョンを平成28年に策定し、主体的に地域の経済成長に向けた戦略を明示している。

商工会議所内には中小企業相談所を設置し、配置している経営指導員が、設備・運転資金、経理・記帳、経営等の相談等を行っている。

②公益財団法人オホーツク地域振興機構（略称：オホーツク財団）

北海道、オホーツク圏域18市町村、関係団体、企業等の力を結集し、長期的、広域的な視点に立って地域産業の総合的な振興と活力ある地域社会の形成に資することを目的に設立された法人であり、オホーツク圏域の食品加工水準の向上及び新製品・新技術開発等を支援するための技術指導などの支援を行う。

③東京農業大学生物産業学部

網走市に北海道オホーツクキャンパスを有しており、全国有数の農林水産業、食品加工業、流通業と連携した「網走寒冷地農場」、「臨海研究センター」、「食品加工技術センター」を設置している。

また、地域の活性化と教育・研究の充実に寄与することを目的として、平成27年3月に生物産業学部と紋別市の間において「産業振興に係る地域連携協定」を締結している。

④国立大学法人北海道国立大学機構北見工業大学

「地域連携・社会貢献」、「共同研究推進・研究支援」を目的とした産学官連携活動を推進しており、当該活動を通じた社会貢献を担う「社会連携推進センター」、オホーツク地域の行政並びに民間機関との共同研究、研究交流及び技術の指導・教育・開発等を推進することを目的とした「北見工業大学社会連携推進センター推進協議会」等を設置している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

事業者が新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。地域経済牽引事業の活動においては環境保全に留意し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等における地域経済牽引事業の実施に当たっては、関係機関及び自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、これらの多様な野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に十分配慮し、希少種の生息等への影響がないように実施する。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、交通事故を防止するため、歩道やガードレールを設置するなどにより歩道と車道を分離するなど交通安全施設の整備に努めるとともに、企業の事業所付近、特に頻繁に車両が出入りする箇所や交差点等、危険性が高いと思われる箇所については、ミラーの設置や警備員の配置等を求めている。

(3) その他

P D C A体制については、紋別市産業部を中心とした関係部課長による会議を毎年度3月に開催し、本計画及び承認地域経済牽引事業計画の実施状況を取りまとめ、効果の検証と事業の見直しについて検討する。また、必要に応じ、有識者等の助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画においては、土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「北海道紋別市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。